

第7章 文化財の保存・活用のための体制整備の方針

1. 文化財の保存・活用に関わる各主体の役割

文化財を適切に保存・活用していくためには、文化財の所有者や文化財保護に取り組んでいる行政はもちろんのこと、教育や観光、産業、まちづくりに関する専門家や各種団体、民間事業者、そして市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組んでいく必要があります。

文化財の保存・活用に関わるそれぞれの主体（文化財の担い手）自身が、“八王子の魅力”であり、共有の財産である文化財を保存・活用していくための役割を認識できるように、それぞれに期待される役割を整理します。

(1) 市民に期待される役割

市民一人ひとりが、文化財の保存・活用の担い手です。指定、未指定に関わらず、身近にある文化財を、それをとりまく周辺環境とともに認識して興味関心を持つことが、地域への誇りや愛着を持つことにつながり、地域の財産である文化財の保存・継承につながっていきます。

地域の歴史文化資源のことを知り、学び、身近なところで行われている文化財の保存・活用に関わる活動に主体的に参加していくことが、市民一人ひとりに期待される役割です。

(2) 各種団体・民間事業者に期待される役割

市内で活動する各種団体や民間事業者も、八王子の歴史文化や、八王子の魅力となる文化財の保存・活用に関わる一員です。文化財やそれをとりまく周辺環境をそれぞれの事業や活動に関連づけていくことが、文化財の保存・活用につながっていきます。

市民、専門家、行政と連携して、それぞれの立場や専門性を活かした文化財の保存・活用のための様々な知恵や意見を出し合い、地域の活性化につながる取組を続けていくことが、各種団体や民間事業者に期待される役割です。

(3) 専門家（有識者）や教育機関に期待される役割

専門的な知見を活かして文化財の調査・研究に積極的に取り組むとともに、文化財の保存・活用において、文化財が持つ価値が損なわれないように、それぞれの主

体に指導・助言を行うことが、専門家（有識者）に期待される役割です。

「学園都市・八王子」の主幹ともいえる大学等の高等教育機関をはじめとする小・中学校や高等学校等の教育機関で研究や学習をする学生、児童・生徒一人ひとりも、八王子の魅力となる文化財の保存・活用に関わる一員です。それぞれの研究や学びから、文化財やそれをとりまく周辺環境に興味関心を持つことが、文化財の保存・活用につながっていきます。

様々な機会を通じて文化財についての研究や学習を行い、その保存・活用の活動に主体的に参加していくことが、教育機関や学生、児童・生徒に期待される役割です。

(4) 行政の役割

これまでも、市民の貴重な財産である文化財を指定することを通じて保存・活用に取り組んできましたが、指定、未指定に関わらず、市内にある文化財を、それをとりまく周辺環境とともに保存・活用できるように、国・都・市が連携して、また、市の様々な施策を連携させて、文化財の魅力向上や、歴史文化を活かしたまちづくりを推進していきます。

文化財の保存・活用に関わるそれぞれの主体に向け、八王子の歴史文化の魅力に興味関心を持ってもらうための機会の充実や情報発信を行うとともに、多様な主体が参加し、連携して文化財の保存・活用を円滑に進めていくことができるようにコーディネートしていく役割を担っていきます。



様々な主体の連携イメージ

2. 文化財の保存・活用を推進する体制づくり

(1) 行政の推進体制

文化財の保存・活用を推進するためのマスタープランとして本構想を策定しました。本構想の基本目標に掲げた「歴史文化を活かしたまちづくり」を推進するためには、本構想に基づいて、これまで文化財行政を担い、指定文化財の保存・活用や郷土資料館の運営を進めてきた文化財課だけでなく、本市教育委員会の各所管や、本市の企画政策、景観、観光、産業、環境、防災等の様々な施策を担う所管と連携して施策を展開していくことができる体制を構築していきます。

また、文化財の保存・活用の推進に当たっては、本市教育委員会の諮問機関として設置している八王子市文化財保護審議会での調査審議のもと、文化財の指定や登録に関する制度の適切な運用を行うとともに、文化財が持つ価値を損なうことのない保存・活用の取組を進めていきます。

(2) 市民意識の共有や人材育成の体制

文化財の保存・活用については、様々な主体の積極的・主体的な参加と、効果的に連携していく取組が不可欠です。そのために、文化財に関する情報や知識に触れることができる機会の周知や各主体の活動に関する情報共有を充実させることができる仕組みを構築していきます。

また、様々な市民活動や本市ガイドボランティアの活動拠点となっている郷土資料館や八王子城跡ガイダンス施設、絹の道資料館の各施設を有効に活用して、学習機会の提供や人材育成を充実させる体制も構築していきます。

(3) 文化財の保存・活用に関する活動を促進する体制

本構想で取り上げた歴史文化資源や関連文化財群の保存・活用に関する活動はもちろんのこと、市内の各地域で、地域の人々に大切にされ、保存・活用されている歴史文化資源についても、従来の文化財の指定・登録制度以外の枠組みを整えていくことなどによって価値づけを行い、その保存・活用に関する活動を促進していく体制を構築していきます。

文化財の保存・活用を推進する体制

八王子市
<p>生涯学習スポーツ部文化財課（文化財の保存・活用、郷土資料館の管理運営 他） 《連携所管》</p> <p>都市戦略部（政策立案、シティプロモーション 他） 市民活動推進部（市民協働、学園都市づくり、文化芸術、多文化共生 他） 生活安全部（防犯、防災 他） 産業振興部（産業振興、観光振興、農林業振興 他） 環境部（環境保全、緑地保全 他） 水循環部（湧水の保全活用 他） 都市計画部（土地利用、地区計画 他） まちなみ整備部（都市景観形成、公園の整備・維持管理 他） 学校教育部（学校教育 他） 生涯学習スポーツ部（生涯学習 他） 図書館部（読書の推進 他）</p>
関係機関
<p>東京都教育委員会 東京都埋蔵文化財センター 東京都住宅供給公社（国史跡・船田石器時代遺跡 管理者） 東京都小宮公園管理事務所（国史跡・滝山城跡 管理者）</p>
八王子市文化財保護審議会
<p>（審議事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定有形文化財の指定及びその指定の解除 ・市指定無形文化財の指定及びその指定の解除 ・市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 ・市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除 ・市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除 ・市選定保存技術の選定及びその選定の解除 ・市選定保存技術の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 ・そのほか、八王子市教育委員会が必要と認める事項
その他民間団体等
<p>公益財団法人東京富士美術館（重要文化財 所有者）</p>